

## 自己負担上限月額について

生活保護	市民税（均等割所得割双方）非課税		市民税課税		
	保護者全員のそれぞれの収入額		市民税所得割額		
	80万円以下	80万円超	3万3千円未満	3万3千円以上 23万5千円未満	23万5千円以上 ※1
生保 負担額  0円	低1 自己負担上限月額  2,500円	低2 自己負担上限月額  5,000円	中間1 自己負担上限月額  5,000円※2	中間2 自己負担上限月額  10,000円※2	一定以上  対象外

### ○市民税額の算定対象

- 児童の加入している医療保険が被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）の場合  
→被保険者（共済組合の場合は組合員）の市民税額を対象
- 児童の加入している医療保険が国民健康保険（和歌山市国民健康保険、国民健康保険組合）の場合  
→同じ医療保険に加入している方全員を対象とし、合算

※1 市民税課税世帯における所得割額の計算に当たっては、19歳未満の扶養親族がいる場合、年齢と人数に応じて税額の一部が控除されます。したがって、課税されている所得割額が23万5千円を超えた場合でも、19歳未満の扶養親族がいる場合は、支給の対象になる場合があります。詳細については、電話でお問い合わせください。

※2 中間1と中間2の自己負担上限額については、経過措置によるものです。このため、令和6年4月1日以降見直される可能性があります。